

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級			電話番号
古河市	交通	古河市障害者福祉タクシー利用料金助成事業	○	○	×	自動車税(軽自動車税含む)の減免を受けていない者等。1ヶ月あたり20回を上限とし、利用額の1/2(月上限額6,000円)を補助。市内に住所のある者に限る。	健康の駅 障がい福祉課	0280-92-4919
結城市	交通	心身障害者(児)通院等交通費助成	○	○	×	通院等にタクシーを利用した場合、月額5,000円を上限に助成する。(自動車税を減免されている方は対象外)	社会福祉課	0296-34-0438
結城市	交通	精神障害者社会復帰施設通所等助成	○	○	○	精神障害者地域活動支援センターに月8日以上通所している方を対象に、月額3,000円を助成する。	社会福祉課	0296-34-0438
結城市	助成	精神障害者保健福祉手帳交付診断書料助成	○	○	○	手帳の新規申請者で診断書作成時に支払った費用のうち2,500円を上限に助成する。(市民税非課税世帯の方のみ、更新時は適用外)	社会福祉課	0296-34-0438
下妻市	減免	ふるさと博物館入館料免除	○	○	○	手帳の提示により、入館料(一般200円)を全額免除する。 対象:手帳所持者本人と介護者	ふるさと博物館	0296-44-7111
下妻市	減免	福祉センター砂沼荘入館料免除	○	○	○	手帳の提示により、入館料(市内居住者100円、市外居住者200円)を全額免除する。 対象:手帳所持者本人(1人で館内移動が困難な方は介護者1名)	福祉センター 砂沼荘	0296-44-5577
下妻市	減免	ほっとランド・きぬ利用料免除	○	○	○	手帳の提示により、利用料(一般650円)を免除(200円)する。 対象:手帳所持者本人と介護者1名	ほっとランドきぬ	0296-30-4126

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級			電話番号
下妻市	減免	砂沼広域公園使用料免除	○	○	○	手帳の提示により、使用料(テニスコート:1時間340円、多目的広場:280円)のみ全額免除。 対象:手帳所持者本人と介護者1名	砂沼広域公園管理事務所	0296-43-6661
下妻市	減免	ピアスパークしもつま利用料免除	○	○	○	手帳の提示により、利用料(大人700円)を免除(550円)する。 対象:手帳所持者本人と介護者1名	ピアスパークしもつま	0296-30-5121
下妻市	助成	障害者自動車運動免許取得費助成	○	○	○	指定自動車教習所において自動車運転免許のために要する諸経費。助成額は上記経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。 対象:下妻市に住民登録があり、自立支援医療費(精神通院)受給者証を所持している手帳所持者本人	福祉課	0296-43-8352
下妻市	交通	通院・通所等に係るタクシー利用料補助	○	○	×	初乗り運賃に対する補助。市の契約する業者に限る。 対象:下妻市に住民登録がある手帳所持者本人(自動車税及び軽自動車税の減免適用者は除く)	福祉課	0296-43-8352
下妻市	交通	下妻市コミュニティバス「シモンちゃんバス」利用料補助	○	○	○	手帳の提示により、利用料(大人200円)を免除(100円)する。 対象:手帳所持者本人と介護者1名	企画課	0296-43-2113
下妻市	交通	筑西・下妻広域連携バス利用料補助	○	○	○	手帳の提示により、利用料(大人200円)を免除(100円)する。 対象:手帳所持者本人と介護者1名	企画課	0296-43-2113
常総市	交通	福祉タクシー利用料金助成	○	×	×	タクシーの初乗り料金を助成。 1年度につき24回の助成(10/1以降の申請については12回)。 自動車税の減免を受けている者は除く。	社会福祉課 障がい福祉支援室	0297-23-2111

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
常総市	助成	障害者手帳等申請用診断書料助成	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療申請の際に診断書の交付を受けた者。市の住民基本台帳に記録されている者、市税等の滞納がない者、生活保護に基づく援助を受けていない者が対象。	社会福祉課 障がい福祉支援室	0297-23-2111
常総市	助成	自動車運転免許取得費助成	○	○	○	指定自動車教習所において自動車運転免許のために要する諸経費。助成額は上記経費の1/2内の額とし、10万円を限度とする。	社会福祉課 障がい福祉支援室	0297-23-2111
常総市	減免	あすなるの里入場料・使用料の減免	○	○	○	手帳の提示により、手帳所持者、介助者各1名、宿泊棟使用料、ロッジ棟使用料及びキャンプ場使用料の半額免除。 市内外居住者対象。(団体については市内のみ)	あすなるの里	0297-27-3481
常総市	交通	予約型乗合交通ふれあい号利用料免除	○	×	×	精神障害者保健福祉手帳1級所持者の介添人1名分を免除。	常創戦略課	0297-23-2111
常総市	減免	水海道総合体育館使用料免除	○	○	○	使用料の免除。 構成員の半数以上を障害者である市民で占める任意団体が使用する場合は免除。	水海道総合体育館	0297-27-1211
常総市	減免	石下総合体育館使用料免除	○	○	○	使用料の免除。 構成員の半数以上を障害者である市民で占める任意団体が使用する場合は免除。	石下総合体育館	0297-43-8311
常総市	減免	きぬ温水プール使用料免除	○	○	○	使用料の免除。 市内に住所を有する者に限る。	きぬ温水プール	0297-27-3913

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級			電話番号
筑西市	助成	筑西市障害者手帳等診断書料助成事業	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳交付申請のために医療機関から診断書の交付を受けた方に、上限3,000円を助成する。	障がい福祉課	0296-24-2105
筑西市	交通	筑西市心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業	○	×	×	市内の医療機関への通院に際して利用したタクシー代を補助する。 限度額：5,000円まで…全額、5,001円～14,999円…5,000円＋超過分の1/2、15,000円以上…10,000円。 自動車税の減免を受けていない者に限る。	障がい福祉課	0296-24-2105
筑西市	減免	あけの元気館 障害者割引	○	○	○	施設の使用料金を割引する。 大人750円→300円、子供300円→無料。 別途回数券(11枚綴り)もあり。	あけの元気館	0296-52-7111
坂東市	交通	公共交通利用料金助成事業	○	○	×	通院等に利用する公共交通利用券15,000円分(100円券×150枚)を交付。	社会福祉課	0297-35-2121
坂東市	交通	坂東市コミュニティー「坂東号」利用運賃減免	○	○	○	利用運賃無料。	企画課	0297-35-2121
坂東市	交通	デマンドタクシー利用料金減免	○	○	○	1回あたり市内便100円、市外便300円で利用できる。	企画課	0297-35-2121
坂東市	減免	福祉センター一般浴室使用料減免	○	○	○	一般浴室使用料無料。	福祉センター	0297-35-4811(岩井) 0280-88-1000(猿島)

精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

令和3年10月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級			電話番号
坂東市	減免	緑のスポーツ広場使用料金免除	○	○	○	緑のスポーツ広場使用料金全額免除。	スポーツ振興課	0297-35-1711
坂東市	減免	グラウンドゴルフ場使用料金免除	○	○	○	グラウンドゴルフ場使用料金全額免除。	スポーツ振興課	0297-35-1711
桜川市	交通	桜川市心身障害者福祉タクシー利用料金助成	○	○	×	医療機関や機能回復訓練への参加の往復に要するタクシー代の一部を助成する。 1回の乗車につき、タクシー料金の2分の1相当額(ただし1回の助成額は1,000円を限度)を助成する。 利用券を年間48枚(1回につき12枚)交付する。 自動車税または軽自動車税の減免を受けていない者に限る。	社会福祉課	0296-75-3126
八千代町	交通	福祉タクシー利用料金助成	○	○	×	医療機関への通院もしくは機能回復等のための通所に関わる往復に要するタクシー料金の初乗り運賃を、年48回まで助成する。	福祉課	0296-49-3941
五霞町	助成	障害者手帳等申請診断書料助成事業	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断を受けた者に対して、診断書1通につき3,000円を限度に助成する。	健康福祉課	0280-84-0006
五霞町	交通	障害児・者通院等交通費助成事業	○	○	○	通院等で公共交通機関を利用する交通費について1ヶ月3,000円、月5回以上通う場合は1日1,000円を限度として助成する。	健康福祉課	0280-84-0006
境町	助成	障害者手帳等申請診断書料補助事業	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断を受けた者に対して、診断料の半額を補助する。 補助額が5,000円を超える場合は5,000円までとし、町内在住者に限る。	社会福祉課	0280-81-1305